



厚生労働省佐賀労働局発表
平成 29 年 3 月 10 日（金）

【照会先】厚生労働省佐賀労働局職業安定部
職業安定部長 稲田 剛
職業安定課長 野村 寛臣
0952-32-7216

佐賀県産業労働部
産業人材課長 野田 嘉代子
産業人材課副課長 北村 和人
0952-25-7100(直通)
E-mail: koyouroudou@pref.saga.lg.jp

佐賀を支える「ひと」と「しごと」の好循環に向けた 佐賀県と佐賀労働局との包括的連携協定について

佐賀県と佐賀労働局では、平成 28 年の雇用対策法改正に伴いハローワーク特区が終了したことを受け、このたび雇用対策法第 31 条に基づく雇用対策協定である「佐賀を支える「ひと」と「しごと」の好循環に向けた佐賀県と佐賀労働局との包括的連携協定」を新たに締結することとしました。

つきましては、下記のとおり締結式を開催します。

記

- 日時 平成 29 年 3 月 17 日（金） 11 時
- 場所 佐賀県庁 正庁
- 出席者 佐賀県 知事 山口 祥義
佐賀労働局 局長 松森 靖
- 次第 (1) 開式
(2) 署名
(3) 記念撮影
(4) 閉式

5 その他

(1) 協定の趣旨

国と県がそれぞれの強みを発揮し、住民サービスの更なる強化を図るため、佐賀を支える「ひと」を創り、「ひと」と「しごと」の好循環を生み出すことを目指して、就職支援、人材確保、働き方改革の 3 つの柱で包括的な連携・協力事業に取り組みます。

(2) 留意事項

- ・協定書及び平成 29 年度事業計画（概要版）は、当日、会場にて配付します。
- ・締結式終了後、当該協定に関する記者会見を行い、質疑応答を受け付けます。

ハローワーク特区

平成 24 年 10 月から「ハローワーク佐賀におけるハローワーク特区の実施に関する協定書」に基づき、事業を実施。

雇用対策法改正

平成 27 年内閣府に設置された「地方分権改革有識者会議雇用対策部会」における成果・課題の検証を踏まえ、地方公共団体の長による雇用対策への関与を一層深めることを目的とした「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 28 年法律第 47 号)による職業安定法及び雇用対策法が平成 28 年 5 月に改正され、同年 8 月に施行された。